

2013年（平成25年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）7月26日付けで諮問（第578号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）」では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、地方公共団体の耐震改修促進計画の策定、住宅・建築物の耐震化の現状把握及び耐震性に問題のあるすべての特定建築物の所有者に対する指導、助言等を行うことを規定している。これを受け、神奈川県において「神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）」が策定され、本市においても「藤沢市耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）」を平成20年に策定し、これに基づき、

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事，分譲マンションの耐震診断に対する補助制度を設け，耐震化を進めてきている状況である。本市促進計画策定にあたっては，資産税課で保有する家屋課税台帳等の情報を利用した。この家屋課税台帳等の情報は個人情報に該当するため，利用にあたっては平成19年7月12日，藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第261号において審議のうえ，利用が承認された経緯がある。

本市促進計画に基づき耐震化を進める中，平成23年3月11日に発生した東日本大震災において，津波による甚大な被害を目の当たりに見て，現在本市促進計画に位置づけられている緊急輸送路や避難路沿いの建築物の耐震化だけでなく，津波に対する避難路（以下「津波避難路」という。）沿道の建築物についても，耐震化が必要であると考ええる。

津波避難路沿道の建築物の耐震化については，社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して支援する考えだが，交付の要件として，

ア 地域防災計画に位置づけられた避難路又は避難地若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路であること

イ 耐震改修促進計画（平成21年3月31日までに策定，又は策定に着手しているものに限る。）において，不可欠性，効率性を総合的に考慮の上，平成28年3月31日までに沿道建築物の耐震化を図るべき避難路又は避難地として，平成26年3月31日までに位置づけられたものであること等がある。従って，今年度平成26年3月31日までに，対象となる津波避難路を本市促進計画に位置づけるよう，本市促進計画を改定する必要がある。

本市促進計画の改定にあたっては，津波避難路及び緊急輸送路・避難路沿いの建築物の現況把握のため，市内全域の昭和56年5月以前（旧耐震基準）の建築物約1万5千件（家屋課税台帳等のデータ数約5万2千件）を対象として，住宅及び耐震改修促進法における規制対象建物を特定し，用途・構造別等の統計分析を行うと同時に，これらの分析結果を地図上にプロットし，耐震化についての指導・助言等を行うための建築物と所有者の台帳を作成する。これらの作業には，建築物の規模・構造・用途・建築年月といった文字情報と，形状や所在地番といった建築物の位置・地図情報を必要とする。従って，本市促進計画を改定するためには，資産税課が保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳と，それに関連した家屋棟番号図を利用させることが必要かつ合理的であると考えられることから，本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課
建築指導課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳，税務地図情報のうち，表—1に掲げるもの。

表—1 目的外利用させる個人情報

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番 ・ 種類（現況） ・ 用途 ・ 構造（現況） ・ 階数（現況） ・ 1階床面積（現況） ・ 延床面積（現況） ・ 建築年月 ・ 棟番号 ・ 新築・増築の別（新增コード） ・ 棟数コード ・ 区分所有者家屋情報（区分コード）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務地図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋棟番号図

ウ 目的外利用させることの必要性

本業務で必要とする個人情報は，市内全域の昭和56年5月以前の建築物（約1万5千件）を対象とすることから，本人から個別に収集するとしたならば，莫大な時間，労力，費用を要する。

さらに，後述のとおり，本業務はコンピュータ処理にて行うため，すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから，迅速かつ合理的に本業務を進めるためには，資産税課の個人情報を目的外利用させる必要があると考える。

(3) 引渡しの方法について

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳については，電子媒体「CD-R」とする。税務地図情報については製本された家屋棟番号図を引渡す。

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報は，市内全域の昭和56年5月以前の家屋を対象とするため通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれることから，事前の本人通知は省略するが，市民へは，建築指導課において，広報ふじさわ

を通じて周知を図る。

(5) 情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

本業務のために利用させる個人情報、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（データ数約5万2千件）を利用させることになるが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

- ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること
- イ 本業務の目的以外には利用しないこと
- ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること
- エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」に則り、安全対策に努めるものである。

(6) 実施時期

広報ふじさわ 2013年8月25日号掲載以降

(7) 提出資料

- ア 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

本業務で必要とする個人情報は、市内全域の昭和56年5月以前の建築物（約1万5千件）を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

本業務はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させる個人情報は、市内全域の昭和56年5月以前の家屋を対象とするため通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略するものである。

なお、市民へは建築指導課が広報ふじさわに掲載することで周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由がある

と認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回利用させる個人情報、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳のデータ約5万2千件である。このように抽出する件数及び情報量が膨大で

あることからコンピュータ処理が必要となることである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理については、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」に則り、安全対策に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上